

平成30年度 第2回

国民健康保険事業の運営に  
関する協議会資料

平成31年1月31日（木）

午後1時30分～

鳥栖市 市民環境部 国保年金課



# 目 次

I	平成 31 年度国民健康保険税の改定について……………	1
II	平成 31 年度 鳥栖市国民健康保険特別会計当初予算（案）について ……………	3
III	そ の 他 ……………	5
	(1)佐賀県国民健康保険運営方針について	
	(2)平成 30 年度特定健診について	

## I 平成 31 年度国民健康保険税の改定について

平成 30 年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、国民健康保険の財政運営は、市町村単位から都道府県単位で行われることになり、県が国保財政運営の責任主体となりました。

県は、国から示された係数を基に県全体での医療給付費などの見込みを立てたうえで、国民健康保健事業費納付金を算定し、市町ごとの医療費水準や所得水準等により各市町の納付金を決定します。

この納付金を賄うために必要な市町ごとの標準保険税率が提示され、各市町は、この標準保険税率を参考に国民健康保険税を定めることとなっており、標準保険税率に合わせれば理論上は赤字にならない仕組みとなっておりますので、鳥栖市は平成 30 年度の国民健康保険税率を標準保険税率に合わせております。

鳥栖市としては、平成 31 年度も国保財政運営の健全化のために、国保税率は標準保険税率に合わせていきたいと考えており、平成 31 年度の国保税率を下記のとおり改定したいと考えています。

### ①平成 31 年度国保税率改定案

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	10.36%	2.93%	2.09%	15.38%
均等割	25,438 円	8,126 円	8,175 円	41,739 円
平等割	38,440 円	10,452 円	4,917 円	53,809 円

### ②現行税率

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	10.62%	2.74%	2.30%	15.66%
均等割	26,046 円	7,585 円	9,184 円	42,815 円
平等割	39,507 円	9,793 円	5,152 円	54,452 円

### ③平成 31 年度国保税率改定案と現行税率の比較（差）（①－②）

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	△0.26 ㊦	0.19 ㊦	△0.21 ㊦	△0.28 ㊦
均等割	△608 円	541 円	△1,009 円	△1,076 円
平等割	△1,067 円	659 円	△235 円	△643 円

## モデル世帯での県内各市町の年間保険税額

表の見方

- ・ H31 標準保険税率で算定：基金繰入や法定外一般会計繰入を見込まない。
- ・ H30 現行税率で算定：基金繰入や法定外一般会計繰入を見込む。
- ⇒ 「差額①-②」については、H30 年度の税率改定有無等の市町個別理由も含む
- ・ このため、下表の「②」及び「差額①-②」の市町間の単純比較はできない。

モデル世帯（2人世帯）

（夫 66 歳・年金 80 万円、妻 66 歳・年金 80 万円）

（単位：円）

市町名	H31 標準保険税率で算定①	H30 現行税率で算定②	差額(①-②)
佐賀市	33,500	32,900	600
唐津市	29,000	29,700	▲700
鳥栖市	34,700	34,800	▲100
多久市	35,300	33,000	2,300
伊万里市	29,200	32,200	▲3,000
武雄市	32,900	33,400	▲500
鹿島市	34,900	31,000	3,900
小城市	35,200	32,400	2,800
嬉野市	36,600	32,900	3,700
神埼市	28,600	30,000	▲1,400
吉野ヶ里町	30,500	29,000	1,500
基山町	33,800	31,500	2,300
上峰町	31,900	29,700	2,200
みやき町	34,900	31,300	3,600
玄海町	29,400	29,900	▲500
有田町	27,000	28,300	▲1,300
大町町	37,500	34,100	3,400
江北町	40,400	35,800	4,600
白石町	33,300	33,000	300
太良町	26,100	29,800	▲3,700

## Ⅱ 平成31年度鳥栖市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

### 【歳入】

(単位：千円)

款	平成31年度①	平成30年度②	①-②差額
1 国民健康保険税	1,474,960	1,529,323	▲54,363
2 使用料及び手数料	1,201	1,201	0
3 国庫支出金	1	1	0
4 県支出金	5,719,928	5,569,392	150,536
5 財産収入	1	1	0
6 繰入金	689,562	548,257	141,305
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	10,556	10,661	▲105
合 計	7,896,210	7,658,837	237,373

### 【歳出】

(単位：千円)

款	平成31年度③	平成30年度④	③-④差額
1 総務費	81,080	90,349	▲9,269
2 保険給付費	5,590,482	5,426,944	163,538
3 国民健康保険事業費納付金	2,020,318	2,025,876	▲5,558
4 共同事業拠出金	5	5	0
5 保健事業費	58,923	56,661	2,262
6 基金積立金	1	1	0
7 公債費	120,300	1,000	119,300
8 諸支出金	5,101	8,001	▲2,900
9 予備費	20,000	50,000	▲30,000
合 計	7,896,210	7,658,837	237,373

<増減の主な理由>

「歳入：1 国民健康保険税 減」

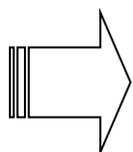
➡国民健康保険税率等の減改定による減額。

「歳入：4 県支出金 増」

➡「歳出：2 保険給付費」の増に伴う財源であるため。

「歳入：6 繰入金 増」

➡平成29年度末での累積赤字を解消するために借り入れた佐賀県国民健康保険広域化等支援基金の返済が平成31年度から開始するため、財源となる一般会計繰入金等の補正。



「歳出：2 保険給付費 増」

➡被保険者数は減少しているが、一人当たりの医療費が高くなっているため。

「歳出：7 公債費 増」

➡平成29年度末での累積赤字を解消する際に借り入れた佐賀県国民健康保険広域化等支援基金の返済が平成31年度から開始するため。

「歳出：8 諸支出金 減」 「歳出：9 予備費 減」

➡国民健康保険税率等の減改定等に伴う減額。

### Ⅲ その他

#### (1) 佐賀県国民健康保険運営方針について

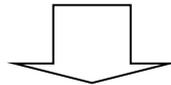
「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、佐賀県が「佐賀県国民健康保険運営方針」を策定。

##### <策定目的>

- 佐賀県と県内各市町が共通認識のもと、一体となつての保険者事務の実施
- 県内各市町が実施する事業の広域化及び効率化の推進

##### <対象期間>

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間



##### <平成30年度中に見直した点>

- 医療費指数反映係数「 $\alpha$ 」は、平成33年度に0.7とすることを旨とする。
- 平成32年度中に保険税率の一本化の最終形を決定する。
- 標準保険税率一本化の仮目標は平成39年度(9年後)とする。

#### 第3 市町における保険税率の標準的な算定方法に関する事項

##### 2 標準的な保険税算定方式等

##### (5) 医療費水準の反映( $\alpha$ の設定)

また、平成31年度及び平成32年度においても「 $\alpha = 1$ 」とする。ただし、将来的な保険税率の一本化を見据え、平成33年度に「 $\alpha = 0.7$ 」とすることを旨とし、引き続き市町と協議を重ねる。

##### 4 保険税率の一本化

また、一本化の最終形については平成32年度までに決定を旨とする。一本化の期限については仮目標として平成39年度(9年後)とすることとし、今後さらに議論を重ねることとする。

## (2) 平成 30 年度特定健診について

### ●受診率向上のため今年度取り組んだこと

#### 【集団健診の工夫】

- ・がん検診との同時開催実施（年 5 回）
- ・予約制の導入

#### 【特定健診に関する保険医療機関からの情報提供事業の実施】

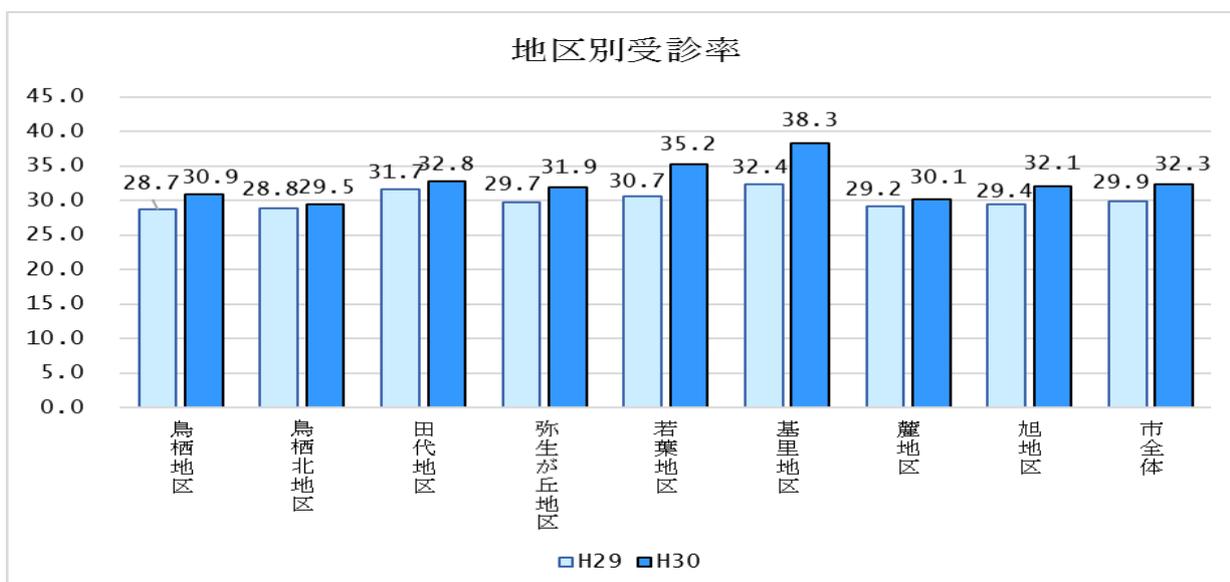
- ・特定健診を受診していない方でも、診療における検査データが特定健診の検査項目を満たしている方は本人同意のもとで市町が診療における検査結果の提供を受け、特定健診の結果データとして活用する。

#### 【受診勧奨】

- ・訪問（毎年受診が定着していない方）
- ・電話（前年度、集団健診受診者）
- ・ハガキ（8月、11月、1月）

### ●受診率について

- ・昨年同時期(12月末現在)で比較すると受診率が伸びている。



### ◎2月3月の特定健診受診日(集団健診)

2月4日(月)・5日(火) 3月1日(金) ←単独開催

3月3日(日) ←がん検診と同時開催

※個別検診は、各指定医療機関で3月末まで随時開催